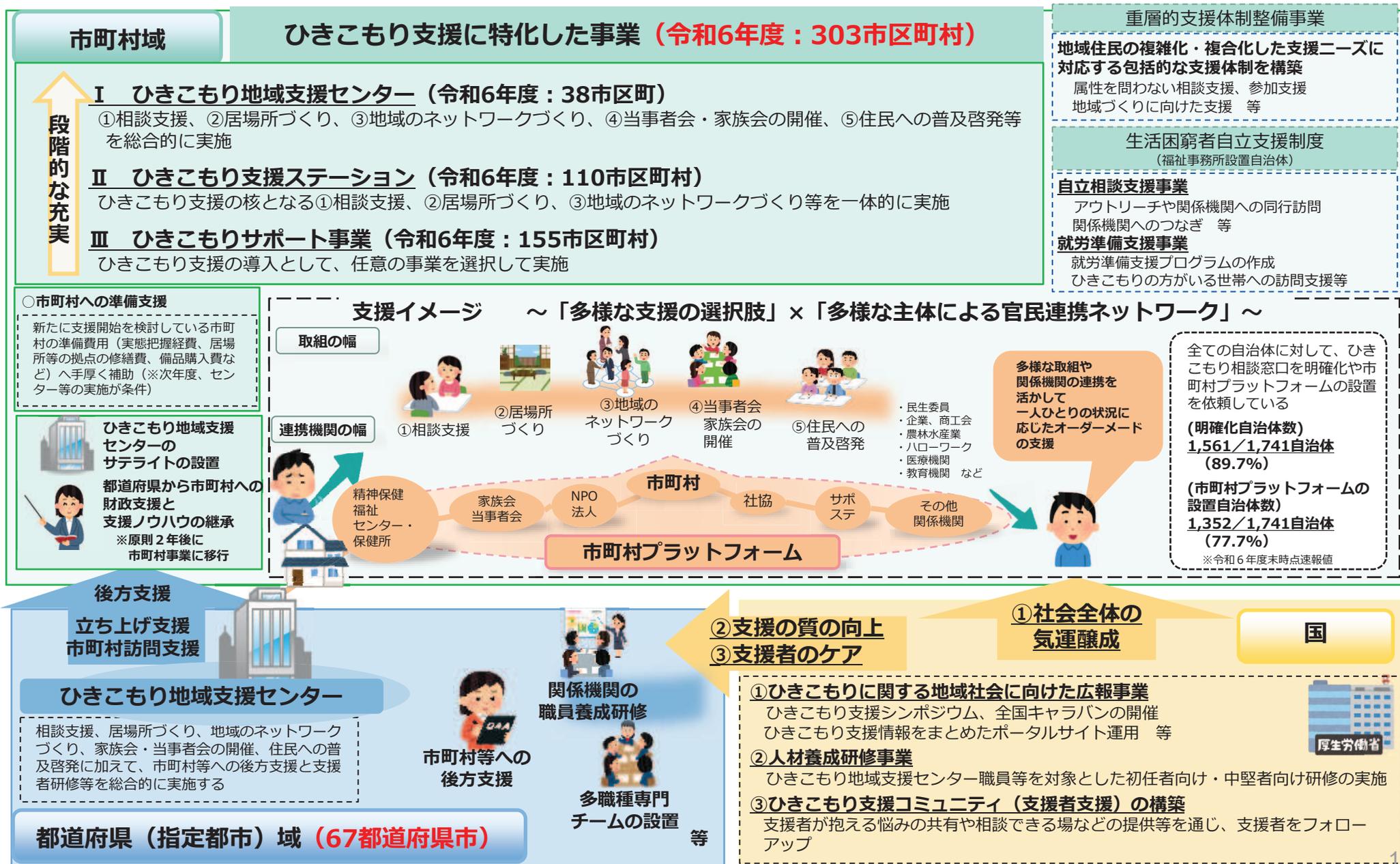


ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)



必須事業

○相談支援事業 (窓口周知)

ひきこもり支援コーディネーター (1名以上配置) が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

○居場所づくり事業

○連絡協議会・ネットワークづくり事業



任意事業

- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 専門職の配置



<主な取組例>

A市 人口約 約19万人
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定



B町 人口約 約1.5万人
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等

<国庫補助基準> 補助率 1/2

基本額 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円
重層的支援体制整備事業を実施している場合：7,500千円
加算額 任意事業に取り組む場合について、その事業に応じた基準額を加算 (1事業500千円~3,000千円)



ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

※サポート事業からステーション事業への移行

ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて **任意の事業を選択 (複数可)** して実施

相談支援事業

居場所
づくり事業

連絡協議会・
ネットワーク
づくり事業

当事者会・家
族会開催事業

住民向け講演
会・研修会
開催事業

サポーター
派遣・養成
事業

民間団体と
の連携事業

実態把握
調査事業



<主な取組例>

C市 (中核市) 人口約 37万人
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催 (委託)
全6回コース×2回 (年)



D市 人口約 9.5万人
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施
・事前説明会の開催
・作成と結果分析等



<国庫補助基準> 補助率 1/2

実施する事業に応じた基準額の合計とする。
○相談支援事業、居場所づくり事業、民間団体との連携事業：各1,000千円
○連絡協議会・ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業
住民向け講演会・研修会事業、サポーター派遣・養成事業、実態把握事業：各500千円



ひきこもり地域支援センター

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業（平成21年度～）

ひきこもり地域支援センター

【実施主体】都道府県、指定都市・市町村（NPO等への事業委託可能）

<実施状況> 全ての都道府県・指定都市に設置 67自治体79か所

令和4年度から市町村に拡大して設置



必須事業

○相談支援事業（窓口周知）
ひきこもり支援コーディネーター（※2名以上配置）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

※社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等

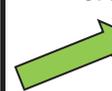
- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業
- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業

任意事業

- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 多職種専門チームの設置
- 関係機関の職員養成研修事業（都道府県・指定都市は必須）

- 管内市区町村への後方支援事業（都道府県は必須）
- ひきこもり地域支援センターのサテライト設置事業（都道府県のみ）
- 支援者ケアの実施（都道府県のみ）
- 市区町村訪問支援の実施（都道府県のみ）

支援



相談



ひきこもり状態にある本人や家族



民間団体

家族会
NPO法人
民間カウンセラー

保健医療関係

医療機関
保健所
保健センター

教育関係

学校 教育委員会

就労関係

地域若者サポートステーション
ハローワーク
障害者雇用促進関連施設

関係機関との連携・後方支援

福祉、行政関係

福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター
児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター
発達障害者支援センター 自立相談支援機関
子ども・若者総合相談センター 等



補助

（補助率：1/2）

全国

普及、啓発

平成21年度から整備を開始
平成30年度に全ての都道府県・指定都市へ設置が完了
令和4年度から市町村での設置を拡大

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1/2

事業イメージ

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



都道府県による市町村の立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
(国:1/2、都道府県1/2~1/4、市町村0~1/4)

都道府県による市町村の取組のバックアップ

②ひきこもり地域支援センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置

⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施

④ひきこもり支援ステーション事業

支援の核となる
①相談支援
②居場所づくり
③ネットワークづくりを一体的に実施

③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施



(A市)

原則2年後に市町村域の事業に移行

(B市)

(C市)

市町村域での取組を推進

段階的に事業を充実

【市町村域】

【◎は必須事業 ○は任意事業】

実施主体・事業別の取組一覧

実施主体	支援のカテゴリ 事業名	当事者・家族支援				住民への普及啓発・民間団体との連携			現状把握 ⑧実態把握調査	自治体支援		支援者育成		自治体支援	
		①相談支援	②居場所づくり	③連絡協議会・ネットワーク	④当事者会・家族会の開催	⑤住民向け講演会・研修会の開催	⑥サポーター派遣・養成	⑦民間団体との連携		⑨専門職の配置	⑩多職種専門チームの設置	⑪関係機関の職員養成研修	⑫管内市区町村・行政区への支援	⑬支援者ケア	⑭市区町村訪問支援
① 都道府県・指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎
②	サテライト ※都道府県のみ	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
③ 中核市・一般市町村	センター	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	-	-
④	ステーション	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
⑤	サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-

◎は必須事業
○は任意事業